

こんなことは虐待になります

- 暴力や体罰、無理矢理わいせつな行為をすること
- 侮辱する言葉や態度で精神的な苦痛を与えること
- 世話や介助をせず、心身を衰弱させること
- 本人の財産や年金を勝手に使ったり、必要なお金を渡さないこと

**ダメ!!
障害者
虐待**

通報・相談窓口 **姫路市障害者虐待防止センター**

電話:079-221-2432 FAX:079-221-2430
E-mail:mamoru-fukushinet@city.himeji.hyogo.jp



しろまるひめ